

必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。

【地域別最低賃金】すべての労働者に適用されます。なお、下記の特定最低賃金が適用となる場合は、その特定最低賃金の時間額以上の賃金を支払う必要があります。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
栃木県最低賃金	882円	令和3年10月1日

【特定最低賃金】次の6産業を営む使用者とその産業に従事する労働者が適用されます。なお、18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	時間額	効力発生日
塗料製造業	992円	令和3年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940円	
自動車・同附属品製造業	947円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	940円	
各種商品小売業	令和3年度改正なし 令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金(時間額882円)が適用されています。	

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話 028-634-9109）
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。